

# 家畜衛生だより

最上家畜保健衛生所  
最上地域家畜畜産物衛生指導協会  
令和6年3月8日発行

令和6年4月1日より

## 死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査対象が変わります

家畜伝染病予防法施行規則及びBSE特別措置法施行規則が改正されたことに伴い、死亡牛のBSE検査対象が、令和6年4月から変更になります。

### 1、令和6年4月1日以降に死亡した牛を対象として、次の月齢区分による検査は廃止になります。

- ・96か月齢以上の一般の死亡牛
- ・48か月齢以上の起立不能だった死亡牛
- ・48か月齢以上の届出伝染病と診断された死亡牛

### 2、今後は、下記①②の全ての月齢の死亡牛がBSE検査対象になります。

#### ① BSEを疑う症状のあった死亡牛（全月齢）

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛

#### ② 起立不能等を示していた死亡牛（全月齢）のうち 獣医師がBSE検査が必要と判断した牛。

（疾病名）低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群、リステリア症、ヒストフィルス・ソムニ感染症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、髄膜炎、神経症を疑った牛のうち、獣医師がBSE検査が必要と判断したもの

- ・これらの牛については、BSE検査を行う必要がありますのでNOSAI家畜診療所、開業獣医師等に連絡をして、検案書を作成してもらってください。
- ・死亡牛処理整理票に検案書を添付する必要があります。

ご不明な点がございましたら当所までご連絡ください

最上家畜保健衛生所 電話 0233-29-1357（休日・夜間も対応）